

ANNUAL REPORT

VOL. 3 2019

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられる地域福祉の推進を目的とした民間非営利組織です。



社会福祉法人 名古屋市社会福祉協議会

〒462-8558 名古屋市北区清水四丁目17-1 名古屋市総合社会福祉会館5F 電話 052-911-3192 FAX 052-913-8553 URL https://www.nagoya-shakyo.jp/ E-mail nagoyaVC@nagoya-shakyo.or.jp



地域共生に向け、福祉課題に向き合う

社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会会長 河内 尚明

昨今のわが国の福祉課題は、多様化かつ複合化しています。人口減少の一方で、高齢者人口の増加の加速、さらには核家族化に伴う子育て世帯の負担の増加、障がい者の社会的排除の問題など、課題が山積しています。

また、地域のつながりの希薄化に伴って、複雑な福祉課題を抱えた人々の社会的孤立が懸念されていることから、地域における支えあいの継続・強化によって福祉課題の解決力を高め、誰もが望む「住み慣れた地域での自分らしい生活」の具現化を図ることが社会全体の大きな課題となっています。

国においては、地域共生社会の実現に向け、従前の制度だけでは解決が困難な福祉課題を意識し、包括的な支援のための多様な主体の社会参加・協働の推進を図る検討がなされています。

また、本市の地域福祉計画である「なごやか地域福祉2020」については、前計画の流れを継承し、本会の第6次地域福祉推進計画との一体計画という形で、平成30年度から策定してまいりました。市域で地域福祉の

実践を積み重ねてきた団体として、住民の皆様の声を 取り入れながら取り組んでいるところです。あわせて、 本会の使命である「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉 のまち名古屋の実現」を果たすことを目的として、第3 次経営戦略計画の策定を開始し、名古屋市と協働して 多様化・複合化する福祉課題の解決に向けた準備を進 めています。

この度発行しました本アニュアルレポートでは、平成30年度の本会の特徴的な取り組みとして、2つの事業を特集しました。成年後見制度の利用促進のために本会が担う役割のほか、8050問題に対する包括的支援についてご紹介しております。

これまでも、地域住民の皆様、関係団体、行政機関等とともに、個別支援、地域支援の両面から福祉課題の解決に取り組んでまいりましたが、地域福祉の中核を担う団体としての存在感をより強く示していく必要があると考えております。

今後ともご支援・協力のほどよろしくお願い申し上 げます。

ANNUAL REPORT 2019 CONTENTS

■トップメッセージ	2
■本会の計画・事業展開	3
■特集①/成年後見制度の利用促進に向けて	4
■特集②/8050問題の解決に向けた包括的支援	6
■本会の事務局体制・事業実績・財務状況	8
■本会への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11

本会の計画・事業展開

社会福祉法に位置づけられた公共性・公益性の高い社会福祉法人として、「誰もが安心して笑顔で暮らす福祉のまち名古屋の実現」という使命を果たすため、名古屋市と一体になって「なごやか地域福祉2015」(第2期名古屋市地域福祉計画・第5次名古屋市社会福祉協議会地域福祉推進計画)を策定するとともに、本会の第2次経営戦略計画を策定し、住民や住民組織、ボランティア、NPO、社会福祉施設などと協力して個別あるいは地域の福祉課題の解決に向けた取り組みを行っています。

〈計 画〉

なごやか地域福祉2015 (計画期間平成27~31年度)

3つの方向性

方向性1 つながり支えあう地域をつくる ~社会的な孤立を生まない地域を目指す~

方向性2 地域の「暮らし」に支援を届ける

~支援を求めている人、手助けが必要な人に必要な支援を届ける~

方向性 3 地域で活動する多様な担い手を育む

~若者から高齢者まで、身近な福祉の問題に気付き、行動できる人や活動主体を育む~

名古屋市社会福祉協議会

第2次経営戦略計画(計画期間平成27~31年度)



5つの戦略

戦 略 地域のあらゆるニーズを解決するための地域づくりと相談・支援

戦 略② 連携・協働による地域福祉の推進

戦 略③ 時代の変化に応じた多様な社会的課題への対応

戦 略 本会及び区社協の自律(自立)性の確保

戦 略5 人材の確保・育成と職場の活性化

〈事業展開〉



成年後見制度の利用促進に向けて

本会は、成年後見あんしんセンターの受託のほか、障害者・高齢者権利擁護センター、法人後見センターの運営など、権利擁護支援に関する様々な事業に取り組んでいます。

権利擁護と成年後見制度

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人の「権利」を護るため、財産管理だけでなく、地域での日常生活等を支える制度です。ここでいう「権利」とは、個人の尊厳と自己決定が尊重される「権利」であり、権利擁護支援とは、本人らしい生活の実現を支援することと言えます。

権利擁護支援における重要な手段である成年後見制度は、制度が十分に知られていない、気軽に相談できる機関がない、財産管理偏重の運用となっているなどの課題が指摘され、そのため全国で利用者が218,142人(平成30年12月末現在:最高裁統計)に留まり、制度利用の必要な方に制度が利用されていないのではないかと言われています。

こうした中、平成28年5月に施行された「成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)」に基づき平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進計画(国基本計画)では、①利用者がメリットを実感できる制度・運用への改善、②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり、③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和をポイントに挙げ、各自治体で段階的・計画的に成年後見制度の利用促進に取り組むよう求めています。

名古屋市の取り組み

名古屋市では、平成30年度より専門職、関係機関、 当事者組織から14名の委員の参加を得て「成年後見制 度利用促進に関する懇談会」を設置し、令和2年度から 5年間を計画期間とする「名古屋市成年後見制度利用促 進計画(市計画)」の策定作業を行っており、本会も事務局として参画しています。

市計画では、①権利擁護支援の地域連携ネットワークの仕組みづくりと、②その中核機能を担う「中核機関」の設置を中心に検討を進めています。

本会は、この策定作業の中で、①権利擁護支援の方針の検討・専門的判断を行う協議の場づくりの必要性と、②後見の担い手の質と量の確保の重要性について提言してきました。

本会における取り組み

現在、全国的には、成年後見制度の利用促進をきっかけに、権利擁護支援の重要性を再認識していると言えます。本会は、全国に先駆けて、平成11年4月に障害者・高齢者権利擁護センターを開設し、以降も次ページの表のとおり、様々な事業を展開してきました。こうした権利擁護支援に関する各事業において本会が重視していることは、①市民参加による権利擁護支援を推進する、②地域のセーフティネットの役割を果たすことです。

市民参加の視点で障害者・高齢者権利擁護センター が行う日常生活自立支援事業は、市民である生活援助 員による訪問活動が要となっています。

また、平成22年から養成を開始し、平成23年に受任が始まった市民後見人は、これまで53名(令和元年9月現在)の被後見人を受任し、ご本人の気持ちを大切にした支援・見守りをしています。原則週1回の訪問を通し、本人に寄り添い、コミュニケーションを大切にしながら、市民感覚を生かしたきめ細やかな後見活動を行っています。

養成研修を修了した市民後見人候補者バンク登録者は、成年後見制度をはじめとする権利擁護の取り組みを啓発する役割も担い、市民参加による権利擁護支援の礎を築いています。

さらに、平成25年に自主財源で事業を開始した法人 後見センター「なごやかぽーと」は、権利擁護支援の セーフティネットとして、これまで67名(令和元年9 月現在)の被後見人等を受任してきましたが、その期 待はますます高まっていくと思われます。

今後、本会は、本人の意思を実現するため新たな事業についても検討していきます。判断する力が低下しても本人には意思があり、意思決定支援は重要となりますが、一方、能力が低下する前の本人の意思を叶えていくことも必要です。本人らしい生活を送る「権利」を擁護する取り組みをこれからも進めていきます。

本会の権利擁護推進にかかる センター開設のあゆみ

平成11年

障害者・高齢者権利擁護センター(南部)

平成16年

障害者・高齢者権利擁護センター(北部)

平成17年

高齢者虐待相談センター

平成22年

成年後見あんしんセンター

平成24年

障害者雇用支援センター 障害者虐待相談センター 障害者・高齢者権利擁護センター(東部)

平成25年

法人後見センター「なごやかぽーと」

平成28年

障害者差別相談センター

市民後見人の声

市民後見人が被後見人本人や支援者との関わりの中で感じたことをご紹介します。

毎週ご本人に会いに行っているおかげで 顔を覚えてもらい、話が弾んでいます。 で本人がかつて住んでいた地域に出向いたり、趣味をお聞きしたりして関心事を探し、コミュニケーションのきっかけとしています。



市民後見人の養成研修はこれまでに7回開催され、令和元年9月現在122名がバンク登録しています。

会話の中の「買い物に行きたい」という 希望を叶えるため、施設職員に相談し、 実現してもらうことができました。 どんな時も「本人の立場に立って考える」ことを心がけています。 同じ地域で暮らす市民ならではのメリットを生かし、その人らしく 暮らせるよう、人生の伴走者として寄り添いたいと思います。

8050問題の解決に向けた包括的支援

全国的に課題となっている8050問題。従来の制度の枠を超えた包括的な支援が必要とされている中、 仕事・暮らし自立サポートセンター金山では、問題の要因の一つである「子の長期化したひきこもり」 のケースへの支援を行っています。

8050問題とは

昨今、長期間にわたり就労していなかったり、自宅 にひきこもりがちであったりするなどの課題を抱えた 「子」世代が、高齢の「親」世代によって経済的に支え られている世帯が増加しています。

40歳代以上のひきこもりの存在は、これまで現状が明確になっていませんでしたが、平成31年3月、内閣府は、ひきこもり状態にある40歳から64歳の層が613,000人にのぼり、その数が青年層のひきこもりを上回っていることを示す調査結果を初めて公表しました。

このような世帯で生じてくる生活の困窮や社会的な 孤立は、80歳代の親世代が50歳代の子世代を支えてい るケースが象徴的であることから「8050問題」と称さ れています。

問題の要因となる社会状況

子世代がひきこもるきっかけとして、最も多い要因が「退職」です。就労して親から独立し、世帯を持つことが一般的とされる中で、就労以外の選択肢が認められにくく、こうした状態に陥った時の相談のしづらさや既存の制度での問題解決の困難さといった社会状況も、ひきこもりを長期化させる一因となっています。ひきこもりが長期化しているケースでは、長期間に

ひさこもりか長期化しているケースでは、長期間に わたって就労の経験がないことで、適応できる職業の 幅が狭くなる傾向があります。また、就労できたとし ても、雇用している側にこうした事情に寄り添う風土 がないため、人間関係に困難を感じて就労が続かない ことが少なくありません。

こうした問題は、これまでは各世帯の固有の問題と して見過ごされてきましたが、親子が共倒れとなるリスクの深刻さが認識され、支援の必要性が取り沙汰されるようになってきました。

今後の支援に求められること

8050問題の世帯には、親世代の認知症や障がい、子世代の障がい、もしくは何らかの障がいの疑い、介護疲れや経済的困窮といった「生きづらさ」を抱えているケースが多く見受けられます。中には、あまりにも長くそうした状況に置かれ続けたことで、傍から見れば明らかに生きづらい状況にも関わらず、当事者本人が課題と感じていないケースもあります。

その場合には、まず置かれている現状の認識を促すことから始める必要がありますが、いずれにしても、世帯の特性や本人の気持ちを踏まえて現状把握を行い、その世帯が持つ「生きる力」を最大限に引き出すような働きかけが求められます。

本会の取り組み

名古屋市南区では、いきいき支援センター(地域包括支援センター)と区役所、基幹相談支援センター等の専門職員を中心に「チーム8050」が結成されています。メンバーによるケース検討をもとに、各機関の役割分担を行い、課題の解決に向けて「実際に動く」ことを重視したチームです。



チーム8050の活動の様子

本会の受託する仕事・暮らし自立サポートセンター金 山は、チームの創設当初から主に子世代を担当し、支 援プランの作成や実際に動く支援を実践してきました。

担当者の想い

ケースを扱う中で、チームに参加するどの機関から も支援が届かない、いわゆる「制度の狭間」に直面す る場面がありました。また、専門機関を紹介したりつ ないだりする過程で、各機関の持つ役割が制約となり、 十分な支援が行き届かない場面にも遭遇しました。制 度の狭間は、各機関がそれぞれの役割のみを忠実に果 たそうとすることで生まれているようです。

8050問題の解決には、既存の専門機関が、職種や支援の枠を超えることだと思います。参加メンバーが、自らの所属機関の役割を背負い過ぎず、その世帯のために何ができるのか知恵を絞り、各々の専門性を発揮できる役割を決定して、実際に動くような取り組みが理想的です。そのためには、参加メンバーや参加機関をまとめるリーダーシップを持つ機関の存在が必要となります。

個別支援と地域支援を並行して実践してきた本会こそが、その役割を担わなければならないと思います。こうした実践を積み上げて支援の実力をつけることが、将来の地域共生社会におけるコミュニティソーシャルワークのあるべき姿につながっていくと考えています。

仕事・暮らし自立サポートセンター金山 における子世代への就労支援事例

相談者は身体障がいのある母親と、その介護のため 20年間にわたって就労の経験がない息子。母親の収入 のみでも生活することは可能でしたが、息子本人から 「今後のことを考えて就労に取り組みたい」との相談が ありました。

当初は、週に1回程度の面談で、これまでの生活や就 労経験の振り返り、職業の興味や適性の検査などを通 じて、本人の適性に合った仕事を見つけるアセスメン トを行いました。

「実際に動く」を実践すべく、いくつもの職場体験や 見学に同行し、多くの時間をともに過ごしました。こ うした寄り添い支援により、本人の独特のこだわりや 母親からの過干渉などの課題が見え、それに対する助 言や支援ができる信頼関係が構築されました。

そして、初期相談から約1年、40回以上に及ぶ面談等を重ねる中で、就労体験を経て、工場での一般就労につながりました。

相談者の声

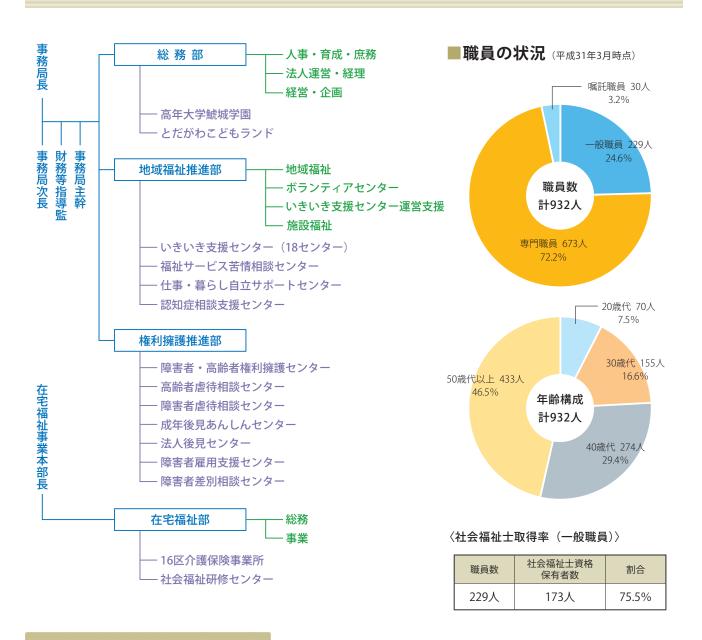
就労のために、仕事・暮らし自立サポートセンター 金山を頼ったのは、「とにかく家から出なくては」と いう思いを抱いたのがきっかけでした。

センターと何度も面談し、実際に就労してみて、これからもやっていけると感じています。相談の過程で職業体験をしたことも、今回の結果に活かされていると思います。就労先の工場での機械の操作は練習が必要で、最初から使うことはできませんが、勤務後練習を重ねて運転できるようになりたいと考えています。



出典/「NHK スペシャル ミッシングワーカー」(平成30年6月2日 放送)

事務局体制



平成30年度新規採用職員紹介



熊谷 萌(配属:とだがわこどもランド)

子ども自身が考え、子ども同士で話し合いながら企画する「こどものまち事業」 等、子どもとの関わりが多い業務を担当しています。子どもが主体的に考え、安全 かつ楽しい雰囲気の中で実践できるようにフォローすることを心がけています。

ここでの仕事のやりがいは、やはり子どもたちの笑顔です。企画中の生き生きした表情や企画後の「楽しかった!」の声を聞くと、準備段階の不安や大変さが吹き飛んで、安堵と達成感に変わります。

また、毎日のように来館する子どもがしばらく来ないと「元気かな」と不安になりますが、これも子どもと関わる中で生まれる自然な気持ちで、1つのやりがいなのかなと思います。子どもの柔軟で素直な考え方や笑顔から刺激を受けながら仕事ができることがとても幸せです。

事業実績(平成30年度)



名古屋市からの委託を受け、市内唯一の大型児童センターであるとだがわこどもランドを指定管理者として 運営しています。

> 年間利用者数 601,360人 (延べ) 501,360人 とだがわこどもまつり 57,220人 参加者数 (延べ) 57,220人



ボランティアに関する相談の受付、情報発信および啓 発事業を通して、ボランティア活動を必要とする方と、 活動したい方を結びつける役割を担っています。

登録ボランティア 89,156人 (個人・グループ含む) 116件



高齢者に対する虐待の防止および早期対応を図るため、 高齢者本人や家族等からの相談受付および知識の普 及・啓発を行っています。

相談件数 508件 (うち虐待相談件数413件)



要援護高齢者や障がい者などが住み慣れた地域で自立 した在宅生活を送れるよう、訪問介護員(なごやかス タッフ)等を派遣します。

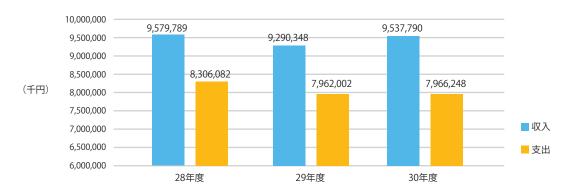
利用者数 (延べ) **55,802**人

(内訳) 訪問介護事業、指定居宅介護事業、 ひとり親家庭等支援、産前産後ヘルプ事業 等

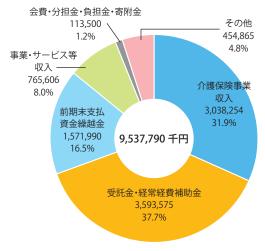
本会の事務局体制・事業実績・財務状況

財務状況

■過去3年間の収支決算額の推移



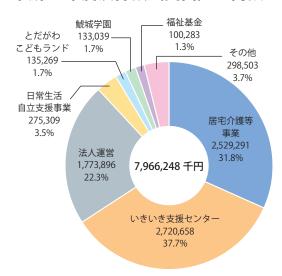
■平成30年度決算額(収入)の内訳(単位: 千円)



※内部取引消去分(区分間繰入金収入)を除く

- ○当初予算額:9,241,528千円 予算に対する収入率は103.2%となりました。
- ○介護保険事業収入が全体の4割近くを占める収入源として堅調に推移しているほか、29年度からは名古屋市からの受託事業にかかる経費収入が全体の3割を超えています。
- ※受託金・経常経費補助金収入…受託事業、指定管理施設の運営にかかる指定 管理料や人件費など、経常的にかかる経費として名古屋市から収入するもの。 ※事業・サービス等収入…児童福祉事業、就労支援事業、障害福祉サービス事 業等による収入。
- ※分担金・負担金収入…ある事業により特別な利益を受ける者からの収入。

■平成30年度決算額(支出)の内訳(単位: 千円)



- ○当初予算額:9,241,528千円予算に対する支出率は86.2%となりました。前年度比で1.9%増加しました。
- ○支出額の内訳はほぼ前年度並みとなりました。

※日常生活自立支援事業…認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域で自立した生活を送れるよう、福祉サービスの利用援助等を行うもの。名古屋市からの受託事業として実施。

本会への支援

■会員制度

本会の目的に賛同し、社協の一員として地域福祉の推進にともに取り組んでいただくため、社会福祉施設、民生委員・児童委員、社会福祉関係団等を対象に、会員制度を設けています。

◆会員数◆(各年度3月31日時点)

号	区分	28年度	29年度	30年度
第1号	区社会福祉協議会	16	16	16
第2号	社会福祉関係事業者	1,237	1,274	1,283
第3号	民生委員、児童委員又はその代表	4,238	4,269	4,279
第4号	社会福祉に関係ある団体	18	22	23
第5号	社会福祉に関する活動を行っている市民活動団体	20	24	22
第6号	社会福祉関係公務員	5	5	5
第7号	学識経験者	10	10	10
	合 計	5,544	5,620	5,638

■名古屋市福祉基金

名古屋市福祉基金は、名古屋市の地域福祉と子育て支援の推進のための基金として、市内における下記の活動のために活用させていただいています。

運用にあたっては、「福祉基金運営委員会」を設置し、適正な運営に努めています。

地域ぐるみの福祉活動

地域住民の交流を目的としたサロン・給食会等の 活動の支援

地域の子どもにかかる活動

子どもの主体性を育成する活動や、居場所づくり のための活動の支援

【本基金へのお申し込み・お問い合わせ先】

名古屋市社会福祉協議会 総務部 電話:052-911-3192

市域のボランティア活動支援

ボランティア養成講座や研修の実施による活動の支援

地域での助け合い活動

地域で生活のしづらさを感じる人をサポートする 活動の立ち上げ・継続の支援

■なごや・よりどころサポート事業

なごや・よりどころサポート事業では、既存の制度では対応しきれない地域の課題を解決するため、市内の社会福祉法人と連携し、参加法人からの拠出金・寄附金による基金をもとに、下記の取り組みを行っています。

居場所・サロンづくり

地域住民がちょっとした困り でとを相談できる居場所・サロンの開設

若者よりそいサポート

児童養護施設を退所する方へ の生活費等の支援

就労支援

就労に課題のある方への機会 の提供・経済的支援

【本基金へのお申し込み・お問い合わせ先】

名古屋市社会福祉協議会 地域福祉推進部 電話:052-911-3193



作成/社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会総務部

発行年月/令和元年 11 月 発行部数/1,500 部 ※ 古紙パルプを含む再生紙を使用しています。